

運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団ますお会 第2北総病院（以下「事業所」という。）が開設する指定通所リハビリテーション事業及び指定介護予防リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という）に対し、適正なリハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 サービス提供の開始にあたり、利用者の心身の状況等を把握し、個々の心身機能及び日常生活動作の維持及び回復のためのサービスの目標・内容等を定めた通所リハビリテーション計画を作成する。

2. 作成した計画に基づき、各種サービスを提供する。実施にあたっては、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、能力に応じた日常生活を営むことが出来るように、自立の可能性を引き出すサービスの提供に努める。

3. 個別計画の実施状況等を把握し、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係自治体とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称 : 第2北総病院
- 2) 所在地 : 千葉県鎌ケ谷市初富 803

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職種内容は、次のとおりとする。

従業者の職種	常勤換算	職務内容
管理者	1名	管理
医師	1名以上	医療・管理
機能訓練指導員	3名以上	理学・作業・言語聴覚療法
看護師	1名以上	看護
介護者	2名以上	介護

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日 : ①月曜日から土曜日 ②月曜日から金曜日
- 2) 営業時間 : 平日9:00～17:00 土曜9:00～12:30
- 3) サービス提供時間: ①9:40～11:39 ②13:30～15:29
- 4) 休日 : 日曜祝祭日、夏季休院3日間及び年末年始休院5日間

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は20名で①10名、②10名とする。

(指定通所リハビリテーションの内容)

第7条 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1) 送迎サービス | 4) 健康管理 |
| 2) 個別リハビリ | 5) その他、地域の各種福祉サービス等の調整 |
| 3) 環境整備 | や連携及び相談・援助など |

(利用料等)

第8条 利用者負担の額を次のとおりとする。

- 1) 保険給付の自己負担額を、別紙「重要事項」に定めた料金表により支払いを受ける。
- 2) 次条に規定する通常の事業の実施範囲を超えておこなう送迎の費用はその実費とする。
なお、その送迎費は次の額とする。
 - ・通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 550円(税込)
 - ・通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 770円(税込)
- 3) その他便宜の提供のうち、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4) 上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

鎌ヶ谷市全域、白井市(国道16号線以西)、船橋市(高野台近辺)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は次のとおりとする。

- 1) 利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明をおこない、申込み利用者の同意を得る。
- 2) 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載された事項を、当事業所と利用者の双方が確認をおこない、その遵守に努めることとする。
- 3) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要綱に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全の確保に留意するものとする。
- 4) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 1) 消火、通報および避難の訓練（年2回）
- 2) 消防設備、施設等の点検および整備
- 3) 従業者の火気の使用または取扱いに関する監督
- 4) その他防火管理上必要な業務

(苦情および相談業務)

第12条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者の苦情および相談に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者およびその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を行う。

2. 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じ利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 15 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のために次の措置を講ずる。

- 1) 虐待の防止に関する責任者の選任及び定期的な委員会の開催
- 2) 利用者及び家族からの苦情解決体制の整備
- 3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（身体拘束禁止に関する事項）

第 16 条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条 事業所は、従業者の質的向上を図るため各種研修会等への参加の機会を設ける。

2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団ますお会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

平成 28 年 12 月 20 日改定
令和元年 5 月 2 日改定
令和 3 年 5 月 1 日改定
令和 6 年 5 月 1 日改定
令和 7 年 4 月 1 日改定
令和 8 年 6 月 1 日改定